

海上保安学校門司分校構内における自動販売機
(清涼飲料水等) の設置営業

提案要領 (説明書)

令和5年11月15日
海上保安学校門司分校総務課

提案要領（説明書）

海上保安学校門司分校構内における自動販売機（清涼飲料水等）の設置営業を希望する企業等は、下記1の業務を行うための提案について、当要領に従って企画提案書を作成し提出すること。

記

1 業務概要

(1) 業務名

海上保安学校門司分校構内における自動販売機（清涼飲料水等）の設置営業

(2) 業務内容

海上保安学校門司分校構内に、以下の自動販売機を設置し、清涼飲料水等の販売を行う。

清涼飲料水等（ペットボトル等） 1台・・・・・・・・ 1業者

(3) 業務期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

ただし、必要に応じ5年を超えない範囲内で、国有財産の使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

2 設置場所

北九州市門司区白野江3丁目3番1号 海上保安学校門司分校研修生寮1階

（別紙1自動販売機設置位置図参照）

3 国有財産の使用許可

業務を行う者（以下「乙」という。）は、国有財産部局長 海上保安学校長 川上 誠（以下「甲」という。）に対し、業務に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

乙は、別途所定の書式により申請書を提出するとともに、以下の条件を満たしていなければならない。

ア 業務遂行上必要とされる法令及び規則を遵守できること。

イ 別添「国有財産使用許可書（例）」に掲げる使用許可条件を遵守できること。

(1) 国有財産使用料

乙は、設置する自動販売機及びゴミ箱の面積に応じた国有財産使用料を甲に支払う必要がある。

使用料・支払い方法は、甲が別途指示する。

(2) 国有財産の使用許可の取消し又は変更

以下に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。

ア 国が使用財産を使用する必要性が生じたとき。

イ 乙が使用許可条件に違反したとき。

4 営業条件

(1) 法令の遵守等

乙は、業務にあたり、関係法令を遵守すること。また、甲の意見、要望を尊重しなければならない。

(2) 禁止事項

ア 乙は、業務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

イ 乙は、設備の全部又は一部を、第三者に貸与してはならない。

ウ 乙は、提供を受けた施設等を変更し、又は新たに設備をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を受けたものについてはその限りではない。

エ 乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

(3) 営業日、営業時間

24時間、通年営業とするが、関係法令により販売時間等に規制がある場合には、当該法令に従うこと。

(4) 備品及び消耗品

業務に必要な備品及び消耗品については、全て乙にて用意すること。

(5) 設備等の善良な管理義務

乙は、設置した自動販売機及び設置場所の維持管理について善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

(6) 設置条件

ア 販売機の電源仕様は単相100Vとする。

イ 自動販売機には、それぞれに電気メーターを設置すること。

なお、現在の既設メーターの使用期限終了年月まで使用を可とする。

ウ 乙は、甲が定めた自動販売機の設置場所について、異議を申し立てることはできない。

エ 商品仕入れその他運営に係る商品取引は、一切乙の責任において行うこと。

オ 自動販売機に隣接した場所に、販売した商品から発生する全ての廃棄物の回収に必要な容量のゴミ箱を設置し、その処分を行うこと。ゴミ箱の設置は、床の使用面積に応じ使用料を徴収する。

カ 商品・廃棄物の搬出入にあたっては、海上保安学校門司分校担当者と事前に協議をすること。

(7) 費用負担

ア 乙は、国有財産使用料のほか、自動販売機設置及び光熱水料等営業に伴う諸経費の一切を負担すること。

イ 業務に必要な備品・消耗品の購入及びその搬入・撤去費用その他一切の費用は乙の負担とする。

(8) 衛生管理及び安全管理等

ア 乙は、業務における衛生管理及び安全管理について、関係法令に従い最善の措置を講じるとともにその責任を負うこと。また、甲が改善を命じた場合においてはこれを遵守し、速やかに対応すること。

イ 乙は、従業員の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(9) 損害賠償

ア 乙の責めに帰すべき事由により、国有財産を滅失又は毀損したときは、速やかに海上保安学校門司分校担当者へ報告し、その都度甲の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

イ 乙は、債務不履行の場合及び秘密の保持に関する義務に違反した場合並びにその他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償しなければならない。

5 応募申込み

(1) 担当部局

〒801-0802 北九州市門司区白野江3丁目3番1号

海上保安学校門司分校総務課

電話 093(341)8131、ファックス 093(341)8132(切替)

(2) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和5年12月22日午後5時00分までに、上記(1)に持参にて提出すること。

6 提出書類及び部数

(1) 海上保安学校門司分校構内における自動販売機（清涼飲料水等）の設置営業企画提案書の提出について（様式1）・・・1部

(2) 企画提案書・・・2部

別紙2「企画提案書記載要領」の事項について記載のうえ、A4版の任意の様式により作成すること。

(3) 添付書類・・・各1部

ア 会社等概要（様式2）

イ 過去3年間の社会的信用失墜行為及び保健所からの指摘の有無（様式3）

ウ 店舗別営業開始日一覧表（様式4）

エ 誓約書（様式5）

（以下、法人の場合）

オ 商業登記簿謄本

カ 納税証明書（その3の3（法人税、消費税及び地方諸費税））

（以下、個人の場合）

キ 身分証明書（市町村発行）

ク 納税証明書（その3の2（法人税、消費税及び地方諸費税））

7 業務を行う最適な者としての特定

提出書類を基に評価を行い、総合評価結果の最高得点者を、業務を行う最適な者として特定（以下「特定」という。）する。

通知書の送付をもって、特定又は非特定を通知する。

8 留意事項

(1) 上記5(2)の提出期限までに同項(1)に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。

(2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。

(4) 特定しなかった企画提案書は、原則として返却しない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づく、行政機関が取得した文書として、開示請求があった場合当該企業等の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定しただけであり、上記3の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (8) 当要領に記載のない事項及び細部については、必要の都度、海上保安学校門司分校担当者と乙の間で協議する。